

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年9月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】 償却資産の学び方 ①⑥

前回、前々回と町役場で実践した今年度の＜事業者の掘り起こし＞について紹介したが、続けて私が横浜市で実践していた事例を紹介する。

○不申告者への対応について

不申告者の対応は電話連絡、書面での申告催促、書面での賦課決定の順で進む。

法人

企業生存確率

日経新聞 企業生存率	
1年後	60%
3年後	38%
5年後	15%
10年後	5%
日経新聞より（1996年新設法人8万社）	

経済産業省工業統計表 企業生存率	
1年後	73%
3年後	53%
5年後	42%
10年後	26%
経済産業省 工業統計表より	

○不申告者への対応

・申告期限後に電話連絡または書面での申告催促

⇒当初納税通知書発送時に案内文書の封入(5/1 発送)

⇒申告漏れ資産の例示及び課税予告書の送付(7/1 発送)

⇒賦課更正決定(第2期納期限(R3年度は8/2)後、即座に処理予定)

償却資産の実務 

株式会社 総合鑑定調査

令和3年8月号

償却資産（固定資産税）申告の手引

横浜市

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び横浜州市税条例第58条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

償却資産（固定資産税）申告の手引

横浜市

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡りして修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

償却資産（固定資産税）申告の手引

横浜市

9 国税資料等の閲覧について

横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信(平成23年1月～)
 - 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信(平成25年5月～)
 - 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- 源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信(平成29年6月～)
 - 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



<よくある質問>

横浜市未申告調査マニュアル

Q1 なぜわかったのか？(国税資料を勝手にみたのか？)

A 横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。今回、閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられたため、書面でお知らせしました。なお、お送りした申告の手引き5項の「Ⅱ 9 国税資料等の閲覧について」に記載があります。

償却資産(固定資産税)申告の手引

横浜市

9 国税資料等の閲覧について

横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力を願います。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

固定資産税（償却資産）の課税について（お知らせ）

日頃から本市税務行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成30年8月3日付け「償却資産申告書の提出について（依頼）」をお願いしてまいりましたが、期限までに固定資産税（償却資産）の申告書の提出又は実地調査の候補日の連絡をいただけませんでした。

そのため、上記の通知にてお知らせしていたとおり、地方税法第343条第1項の規定に基づき、価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録いたしましたので、別紙「固定資産（償却資産）価格決定通知書」のとおり通知します。

併せて同法第364条の規定に基づき、納税通知書を送付いたします。（期限までに納付されますようお願いいたします。）

なお、リース資産や他市に所在する資産が含まれている場合は、修正申告をお願いします。

ご不明な点があれば、納付前に下記担当までご連絡ください。

台帳課税主義
 毎年1月1日（賦課期日。）現在において、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者が納税義務者となる
 （法343条3項）

償却資産所有者に、提出依頼文書を送付しても、連絡のない場合、納付通知書を送付＜納税の告知＞

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2（略）

3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。